

## 農地法第3条許可申請に必要な書類（個人用）

申請の際は以下の書類全て揃え毎月15日までに提出してください。15日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締切日となります。

申請の都度以下の書類が原則として必要になります。また、内容により以下の書類以外の書類の提出をお願いすることがあります。

	書 類	部数	備 考	取得窓口
1	申請書	1		農業委員会
2	申請書 別紙1	1	譲受人の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	
3	土地の登記事項証明書	1	3ヶ月以内の全部事項証明	法務局
4	世帯員全員の住民票の写し	1	譲受人の住所が市外の場合、また、日本国籍以外の場合。（3ヶ月以内発行、続柄を省略しないもの） （コピーしたものによる提出も可、ただし提出時に原本を提示すること）	市民窓口課等
5	住民票の写し、戸籍の附票等	1	譲渡人の現住所と土地の登記事項証明書の住所が異なる場合 （コピーしたものによる提出も可、ただし提出時に原本を提示すること）	市民窓口課等
6	耕作証明書、農地台帳等 （他市町村農地の経営面積、経営農地地番、作付け作物がわかるもの）	1	譲受人の経営農地が長野市外にある場合	他市町村の農業委員会
7	営農計画書	1	・新規就農（耕作面積が初めて1,000㎡以上になる）、集約栽培等の場合 ・譲受人の住所が長野市外の場合（必要に応じて）	農業委員会
8	誓約書	1	本人自署（押印不要）	農業委員会
9	委任状	1	任意様式で可（要押印）	

- ・ 別世帯の人が住民票を取得する場合には委任状及び窓口へ取りに行かれる方の本人確認書類が必要になります。
- ・ 所有権移転の場合は、各土地改良区において賦課金等の手続きが必要な場合があります。